

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会について

1 計画について

久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）は、今後の久留米市の高齢者施策の方向性を明らかにし、高齢者施策と介護保険事業を総合的に実施していくための指針を示すものです。第8期計画は、令和3年4月から令和6年3月までを実施期間としています。

2 計画の推進体制について

計画の策定及び推進に取り組むにあたって、庁内に設置した「久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）」「久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図っていきます。また、保健・医療関係者、地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、権利擁護関係者、生活環境関係者、関係団体、公募による市民の代表からなる「久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会（以下「協議会」という。）」から各分野の立場での意見をいただきます。

計画推進委員会	副市長及び部長級職員で構成され、計画の進捗管理及び次期計画の策定に関する審議・方針決定を行う。
計画推進調整会議	次長級職員で構成され、計画の推進状況把握や次期計画原案に関する事項等の審議・調整を行う。

3 協議会について

協議会の役割は、計画の推進状況を把握し、進捗状況を管理するとともに、新たな計画の策定にあたり各分野の立場からの意見を述べていただくことです。協議会委員には、会議に参加していただき、計画の推進に関する意見をいただくとともに、新たな計画を策定するに際して必要な助言を行っていただきます。

4 任期

協議会委員の任期は、計画の進捗状況の管理及び策定に必要な期間で3年以内とされています。